

川場村 小中一貫校基本構想



川場村教育委員会
令和3年3月

I 小中一貫教育が求められる背景

川場村は、古くから「川場の子どもは川場の宝」を合い言葉に、子どもの教育に熱心に取り組んできました。「群馬県教育史」には、教職員の給料等を市町村費で賄なわなければならなかった明治から昭和初期にかけて、当時の最先端の教育を子どもたちに施したいという強い願いから、関口義慶二（後の第二代桐生市長）や関耕平（後の太田高等女学校長）、荒木堯治（後の県視学）、宮川静一郎（後の富岡町助役）、今井久雄（ダルトン・プランの指導実践者）等々、県の中央で活躍する若手人材を校長や教諭として次々と招聘したことが記されています。先人が村の恒久の繁栄を心から願い、子どもたちの教育に全力を傾けたことがうかがえます。

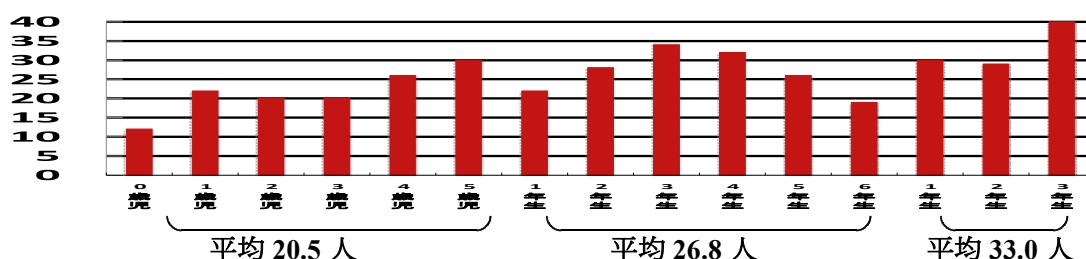
一方、本村においても少子化が確実に進み、ピーク時の昭和37年には460人いた中学生は、現在、100人を下回るまでに至っています。この減少傾向は今後も続くことが予想されることから、今こそ、「教育は百年の計であり、村の発展と平和の礎は、青少年の教育による人づくりしかない」という先人の強い信念を思い起こし、やがては自らの力で村を支え守っていかうとする「志」を持ち、故郷に軸足を置きながらグローバルでも活躍できる「グローバル人材」を育成することが、今を生きる私たちに託された課題であると考えます。

川場村で育った子どもたちが、これらの姿を実現するためには、次のような観点を大切にされた校舎一体型小中一貫校による教育を推進していくことが重要であると考えました。

1 学校の適正規模の維持

本村においても少子化が確実に進んでおり、下記のグラフのように年度ごとの出生数が徐々に減少する傾向があります。

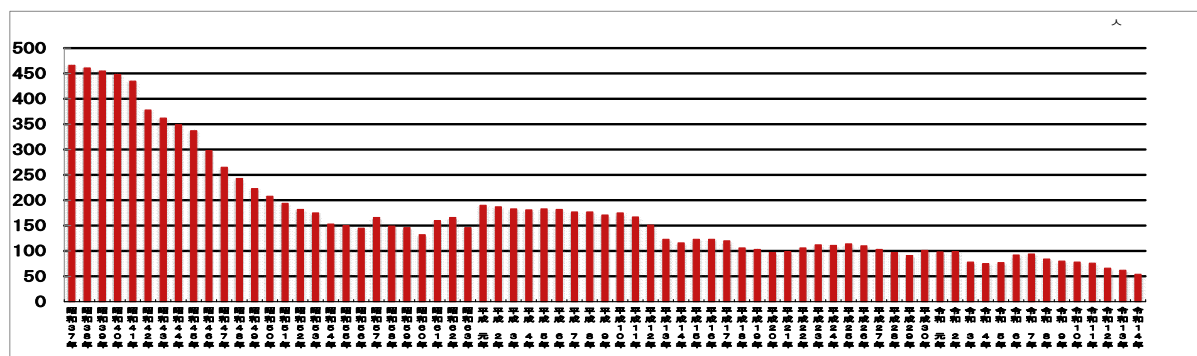
〔令和2年度 未就学児・児童・生徒数〕



また、下記のグラフは、年度ごとの中学校の生徒数の合計を表したものです。昭和37年度をピークに徐々に減り続け、平成元年度には一時増加したものの、その後は、緩やかな減少カーブを描きながら現在に至っています。また、現時点（令和3年3月1日）の予想では、令和14年度は全校生徒が54人となり、その後は50人を下回る可能性があります。

児童生徒は、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することにより自分自身の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと思われれます。

〔川場中学校の昭和37年度～令和14年度の生徒数の推移（予想）〕



2 社会性の育成機能の強化

本村の小学校、中学校においては、学年によっては少人数のためにクラス替えできず人間関係が固定してしまう傾向が見られますが、今後、さらに小規模化が進むことにより、多様な教職員集団からの指導を受けられなくなるとともに、小学校及び中学校が単独の状態では十分な集団規模を確保することが難しくなることが予想されます。

一方、村内においても、子どもがいない世帯の増加や一世帯当たりの子どもの数の減少、また、TVやゲーム、インターネットに費やす時間の増加、等々、集団での遊びの機会や年齢の離れた子ども同士の関わりが減ってきている現状があります。このように、地域社会における子どもの社会性育成の機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待が高まっています。

3 子どもの発達段階の変化への対応

義務教育6－3制が導入された昭和20年代前半と現在を比較した場合、身体の成長が2年程度早まっているという指摘があります。また、生徒指導面においても、不登校や長期欠席について、実際に休み始めた学年が小学校段階からであるケースも多く、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは、既に小学校の中・高学年から生じています。さらに、学習面においても、学習上のつまづきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障をきたす場合も見受けられます。

こうした子どもの実態や発達段階に応じた一貫性のある教育を推進していくためには、6－3制という教育段階の区切りについて再検討する必要があります。

4 小学校と中学校の円滑な接続

小学校と中学校では、同じ義務教育課程でも、長い間に積み上げられてきた学校文化としての大きな違いがあります。例えば、指導体制や指導方法、評価方法や家庭学習、生徒指導、部活動の有無、等々、様々な違いが存在し、こうした適度の段差には、それなりの意義や教育効果があることは事実ですが、子どもにとって少なからぬ精神的・身体的な負担が生じているとの指摘もあります。

このような状況を踏まえ、子どもが体験する段差の大きさを配慮し、その間の接続をより円滑にするために、「意図的な移行期間」を設けた教育課程を編成するなどの工夫が必要となってきました。

5 国の動向と本村の取組

国においては、平成27年6月の通常国会において、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日に施行されました。令和2年度における義務教育学校の数は、文部科学省による学校基本統計（学校基本調査報告書）によれば、全国で126校、うち国立大学設置が4校、公立学校が121校、私立が1校で、在籍児童・生徒の総数は49,669人です。

本村においては、「川場村第4次総合計画（平成27年度～令和6年度）」の「20 教育の充実」で「法律の改正を踏まえ、川場村に適する小中一貫教育の在り方を検討する」としています。その後、平成28年3月の川場村総合教育会議において、三つの基本方針（①就学前教育の充実、②学校教育の充実、③社会教育の充実）を柱とする「大綱」を策定し、併せて、「川場村ふるさと人材育成構想」を本村教育の基盤とすることが了承されました。平成28年度より具体的な実践を開始するとともに、小中一貫した教育の充実に努めてきました。

Ⅱ 川場村小中一貫教育推進基本方針

施設一体型の義務教育学校により切れ目のない9年間の教育を推進し、指導の一貫性や学びの連続性、異学年交流の常態化などを重視しながら「川場村ふるさと人材」の育成を目指します。
〔川場村ふるさと人材（グローバル人材）育成構想（案）参照〕

1 「川場村ふるさと人材」とは

自らの力で村を支えていこうとする意欲や志を持つとともに、故郷（ローカル）に軸足を置きながら世界（グローバル）で活躍できる人材 → グローカル人材

2 「川場村ふるさと人材」に必要な資質

- ①自ら磨き高めた知性を自他の幸福のために積極的に活用できる力
- ②村の歴史や伝統、特色などの知識に裏打ちされた故郷への強い愛着と自ら故郷を支えていこうとする意欲
- ③国際的な視点に立ち、自らの考えや自分の故郷を世界に発信できる豊かなコミュニケーション力

Ⅲ 基本プラン

1 9年間を貫く三つの柱

9年間を貫く柱として、①豊かな心に支えられた確かな学力の保障、②川場学の体系化による故郷への強い愛着心の醸成、③英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成を設定します。

(1) 豊かな心に支えられた確かな学力の保障

「自ら磨き高めた知性を自他の幸福のために積極的に活用できる力」

を育成するために、校舎一体型の小中一貫教育で

→体験活動を通じた道德教育の充実

→自己肯定感を高めるための様々な工夫

→「生きる力」を育むための各教科の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得

(2) 川場学の体系化による故郷への強い愛着心の醸成

「村の歴史や伝統、特色などの知識に裏打ちされた故郷への強い愛着心と自ら故郷を支えていこうとする意欲」

を醸成するために、校舎一体型の小中一貫教育で

→川場学（ふるさと川場学習）の系統性に基づく授業や行事の実施

→「写真学習」（小6）による中間発表

→「子ども議会」（中3）による総仕上げ

(3) 英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成

「国際的な視点に立ち、自らの考えや故郷を世界に発信できる豊かなコミュニケーション力」

を育成するために、校舎一体型の小中一貫教育で

→小学校低学年からの英語教育の実践・充実

→小・中学校における ALT の活用や受検料の一部補助等による各種検定の奨励

→「English Camp (仮)」(中学校 2 年生) や「川場村中学生国際交流事業」による総仕上げ (中学校 3 年生)

2 教育課程編成の基本的な考え方

以下のような観点に立ち、発達段階の特性を重視しながら、連続性と系統性に配慮した教育課程を展開することにより、「川場村ふるさと人材」として、自信をもって存分に力が発揮できるよう「望ましい自己肯定感」を育成します。

- ①小学校 6 年間、中学校 3 年間という学校種ごとの枠組みを基にし、前期 4 年、中期 3 年、後期 2 年の三つのステージに区分する。
- ②各ステージの最高学年の子供たちがそれぞれのステージ内の最上級生としてリーダーシップを発揮できるように配慮する。
- ③1 年～4 年生までの授業時間を 45 分とし、5 年生以上の授業時間を 50 分とする。
- ④5 年生及び 6 年生における一部の教科において、教科担任制等の授業を実施する。
- ⑤後ろを振り返って小さな子どもの世話をしたり、上を見て大きな子どもをモデルとして意識したりする経験が自らの成長のエネルギーとなるよう、日常の教育活動の中に異学年交流を意図的に設定する。

[具体的イメージ]

小学校課程 6 年				中学校課程 3 年				
前期 4 年 (基礎形成)				中期 3 年 (充実)			後期 2 年 (発展)	
1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	7 年生	8 年生	9 年生
望ましい自己肯定感を身に付けた子どもの育成								
学級担任制				乗り入れ授業		教科担任制		
川場村の豊かな自然の中で、様々な体験活動を通して、基本的な学習習慣や人間関係力を培う。				教科担任制による専門的な学びを通して、教科の本質に触れながら主体的な追究力を培う。			自らの生き方を見つめ、夢の実現に向けて進路を切り拓いていく力を培う。	
45分授業				50分授業				

3 施設・設備

校舎は、現在の小学校校舎を一部改修するとともに、必要に応じて増築し、校舎一体型の小中一貫校の校舎として使用します。また、校庭は、役場庁舎跡地まで拡張するとともに、川場村体育館を早期に建て替え、第 2 体育館として使用する予定です。

Ⅳ 小中一貫校で期待される主なメリットと予想されるデメリット

1 期待される主なメリット

- 一人の校長を中心とした一つの組織による9年間一貫した教育の実施
- 目指す子ども像を共有し、9年間を通じた系統的な教育の実現
- 小学校高学年への教科担任制や相互乗り入れ授業の導入等による学力の向上
- 連続性のある生徒指導の実現
- 異年齢集団の交流による教育効果の創出
- 従来の指導観からの脱却と指導力の向上
- 校務組織機能の向上、活性化

2 予想される主なデメリット

- 子どもたちの固定的な人間関係の長期継続の可能性
- 中学校の目新しさの消失や中学生としての緊張感の喪失
- 小中一貫校の開校にかかる会議や業務の増加による教職員の負担感・多忙感の増大

Ⅴ 基本計画

[校舎一体型小中一貫校開設にかかるスケジュール (予定)]

	教育委員会		学校・PTA
	企画・運営・広報	施設整備	
令和2年度	●「川場村小中一貫教育基本構想」策定		
令和3年度	●保護者・地域への説明、講演会等の実施 ●小中一貫校の教育課程の研究	●校舎の基本設計の開始 ●役場跡地を校庭として整備	●相互乗り入れ授業の一部施行 ●教育課程の検討 ●校務分掌組織の検討 ●PTA組織の検討 ●学校運営協議会の検討 ●小中一貫校としての教育課程の一部試行
令和4年度	●小中一貫校の先進校視察		
令和5年度	●「校歌」「校章」「制服」「学習規律」「生活規律」等の検討・制定		
令和6年度	●関係法規等の整備 ●小学校・中学校の開校式	●小学校校舎の一部改修増築の完了	

2025年(令和7年)4月開校

川場村ふるさと人材（グローバル人材）育成構想（案）

